

前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について  
(議案第83号)

職員課

1 制定の理由

地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当該職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定める。

2 主な内容

(1) 勤務時間、週休日等

勤務時間	フルタイム	休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
	パートタイム	上記の勤務時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。
週休日	フルタイム	日曜日及び土曜日
	パートタイム	上記に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
勤務時間の割振り	フルタイム	1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る。
	パートタイム	1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。
週休日の振替	週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	

(2) 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に時間外勤務をすることを命ずることができる。

(3) 休暇の種類

会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

3 施行期日

令和2年4月1日